

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年5月7日(金)午前9時30分から午前10時21分

2. 開催場所 役場2階 第6会議室

3. 出席委員(13人)

会長	1番 福島 正一郎
会長職務代理者	2番 新村 幸子
委員	4番 原 美子
	5番 小澤 さよみ
	6番 一ノ瀬 律生
	7番 中村 良治
推進委員	宇治 元一
	根橋 正美
	野澤 洋光
	吉江 平二
	野澤 典生
	古村 孝
	宮島 勇

4. 欠席委員(1人) 3番 瀬戸 真一

5. 議事日程

議案第1号	農地法の規定に基づく許可について ＜農業委員会ネットワークへの諮問案件確認＞
議案第2号	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について
議案第3号	農地利用集積計画(農地中間管理事業)について
議案第4号	農地利用配分計画(案)について
報告事項	(1)農地法第18条第6項の規定による届出について

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 赤羽 裕治
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 山田 隆

書記

役場産業振興課農政係係員 小松 由季

役場産業振興課農政係 中澤 貴子

8. 会議の概要

<赤羽事務局長>

おはようございます。長かった連休も終わりました、これからいよいよ繁忙期という時期、大変お忙しい中ではありますが5月の農業委員会総会にお集まりいただきまして大変ありがとうございます。報告いたしますと、えごま油とえごまパウダーについて農業委員会で栽培したものを町内6小中学校に贈呈したわけですが、いよいよ給食の献立として本日両小野小学校で登場することになりました。また新聞等で報道があると思いますので、よろしく願いいたします。また、今年もえごま栽培ということで古村推進委員長さんを中心に始まっておりますので、またよろしく願いをしたいと思います。本日、3番の瀬戸委員から欠席連絡がきております。それでは、開会を新村職務代理よろしく願いいたします。

(開会)

<新村職務代理>

皆さん、おはようございます。春の農作業が始まりまして、大変お忙しい中をお集まりいただき、ありがとうございます。ただ今から、辰野町農業委員会総会を開会いたします。

(会長あいさつ)

<福島会長>

あらためまして、おはようございます。連休が終わりまして、田んぼを見れば水が入ってもうじき稲が植わるような状態になってきました。今年は、本当に天候があまり良くないわけではありますが、寒かったり暑かったりということで、大変であります。また、霜の方も今年の場合はまあまあ良かったということでありますが、これから気を付けていかなければいけないと思います。この農業委員会も、また忙しくなりますけれども、よろしく願いします。今日はどうも大変ご苦労様です。

<赤羽事務局長>

この後、議事に移らせていただきますけれども、総会終了後、ご案内の通り農地中間管理事業に関する研修会をこの会場で予定をしておりますので、引き続き研修への参加もお願いしたいと思います。また、研修終了後、ご都合がつく方がいらっしゃいましたら、先の総会でも古村推進委員長より連絡がありました通り、えごま栽培圃場を見ていただけたらと思います。

(議事録署名委員の指名)

<福島会長>

4番の原委員さんと5番の小澤委員さん、よろしくお願いいたします。

前月総会の「議案第3号非農地の承認」において出されましたご質問について回答させていただきます。

申請地「大字辰野……」にある一里塚について、教育委員会の方に確認しましたところ町の文化財には指定されていないため、文化財に係る規制はできないとのことでした。ただ、伊那街道の一里塚であったという話はよく伝えきいているところであり、地元の方が草刈り等の管理もしていたという話も聞いているため、管轄の区の方で、歴史があるとされている景観として、その松の木や一里塚がある場所だけではなく、その周辺一帯の景観を守っていただけたらありがたいという回答でした。

事務局では、地元の委員さんとこの案件を担当されている行政書士の方にご報告し、行政書士の方には周辺で太陽光発電施設に転用する案件が増えていることや周辺農地の所有者・耕作者から苦情等が出てきている状況もお伝えし、個別の説明ではなく区や関係者への全体説明会を開催することもあわせて依頼いたしました。太陽光発電施設をつくる事業者（Aさん）からは、申請地付近が歴史ある場所であることを知ったため、上辰野区へ確認した上で、事業自体は行う予定ですが、土地所有者に同意してもらえれば、松の木を切るとはやめることにするというお話がありました。回答は以上です。

(議事)

<福島会長>

それでは、議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしくお願いいたします。

【議案第1号、3条の規定による許可申請について1番～2番朗読】

<山田事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

大字赤羽…番地…にお住まいのAさんが所有いたします、

大字赤羽…番…、地目は田、面積242㎡を、

大字赤羽…番地にお住まいのBさんが取得するものです。

譲渡人のAさんは、高齢で耕作の予定もないことから、申請地近くにお住まいのBさんが取得し、農業経営の拡充をしたいということで申請がありました。

農地取得後の農業経営面積は4457アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

また、譲受人のBさんは(事情の説明)、農業委員でありますので、議事参与が制限されており、本件についての審議権がありません。

この件につきましては、福島会長、宮島推進委員から意見書をいただいております。

<宮島推進委員>

ただ今の事務局の説明の通りであります。所有権の移転ということで、4月13日に現地の確認で福島会長と私とBさんの3人で確認しました。現地の境の杭等はきちんとして特に問題ありません。場所については、(場所の説明)の三角の様な土地ですけれども、よろしくご審議お願いします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は2ページをご覧ください。

長野市吉田…丁目…番…号にお住まいのCさんが所有いたします、
大字小野字仏沢…番…、地目は畑、面積219㎡および、
大字小野字仏沢…番…、地目は畑、面積107㎡および、
大字小野字仏沢…番…、地目は畑、面積1469㎡、計3筆 1795㎡を、
大字小野…番地にお住まいのDさんが取得するものです。

こちらは、1月の総会時にご審議いただきました、空き家バンクに登録されていた空き家とともに売買する農地であり、農地法施行規則第17条第2項の規定により農地取得の際の下限面積が1aに指定されています。また、譲受人のDさんより「5年以上継続して耕作する旨の誓約書」の提出がありました。

農地取得後の農業経営面積は17アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、中村委員、宇治推進委員から意見書をいただいております。

<中村委員>

事務局の説明の通りでありますけれども、Dさん一人でこの面積を耕作できるかちょっと心配されるところでありますけれども、別に問題はないと思います。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第1号、4条の規定による許可申請について1番朗読】

議案書の訂正:現況地目(誤)田→(正)畑

<山田事務局次長>

1番、地図は3ページを、配置図は4ページをご覧ください。

大字小野…番地…にお住まいのAさんが所有いたします、

大字小野字高橋…番…、地目は畑、面積603㎡に、

貸駐車場を新設するための申請でございます。

申請地から30mほどの所にあるBの職員用として利用していた駐車場が、別施設の職員用駐車場として利用するにあたり駐車ができなくなり、申請者のAさんに申し出がありました。耕作予定もないことから、B職員や付近の施設の従業員用への貸駐車場として、申請地に18台分の駐車場を新設したい計画です。

申請地はJR小野駅から概ね300m以内の農地法第4条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断いたします。

この件につきましては、中村委員、宇治推進委員から意見書をいただいております。

<中村委員>

事務局から説明があった通りであります。以前は、このBの職員が停めていた所はBの道挟んで地図でいくと右側が停めていた所でありますけれども、その隣がCの職員が駐車場として利用しております。Cの職員の駐車台数が増えてきて、Bが借りていた所を借りたいというそんな申し出があった様でありまして、近くのこのAさんの現況畑の所をBでお借りしたいということで、特に問題はないと思います。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<山田事務局次長>

利用権の設定であります。計17件、25筆、面積は31,738㎡、詳細は議案書の7ページの通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。また、「解除条件付」と記載された案件につきましては、先月の総会でもご説明しましたが、通常の「利用権設定・移転申出書」と「利用権設定関係農用地利用集積計画書」と合わせて、解除条

件付の要件を遵守することを確約していただくための確約書を提出いただいております、こちらも各要件を満たしております。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第3号、農地利用集積計画(農地中間管理事業)について】

<山田事務局次長>

農地中間管理事業に関しまして、計9件、14筆の利用権の設定であります。

詳細は議案書10ページをご覧ください。

農地中間管理事業による中間管理候補農地整理簿に基づき、農地中間管理機構である公益財団法人長野県農業開発公社と6筆、5,265㎡について5年7ヶ月の賃借権を、3筆、6,403㎡について5年7ヶ月の使用貸借権を、4筆、6,739㎡について10年7ヶ月の賃借権を、1筆、2,037㎡について10年7ヶ月の使用貸借権を設定するものです。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第4号、農用地利用配分計画(案)に対する意見について】

<山田事務局次長>

農用地利用配分計画(案)については、議案第3号で集積を決定した農地について、農地中間管理機構から受け手へ利用配分を計画するもので、すべての農地について認定農業者等、農地中間管理機構より位置づけられた担い手へ配分されます。

詳細は議案書の同じく10ページをご覧ください。

A へ5筆、3,791㎡について5年7ヶ月の賃借権を、4筆、6,739㎡について10年7ヶ月の賃借権を、B さんへ3筆、6,403㎡について5年7ヶ月の使用貸借権を、1筆、1,474㎡について5年7ヶ月の賃借権を、1筆、2,037㎡について10年7ヶ月の使用貸借権を設定するものです。

所有者もしくは相続人代表者と農地中間管理機構との間、および農地中間管理機構と A、B さんとの間ではそれぞれ事前合意がなされておりますが、農業委員会は意見を述べることができますので、皆様のご意見を伺いたいと思います。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

報告事項

<山田事務局次長>

それでは報告事項です。

(1)農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約計4件、議案書の11ページの通りであります。

報告事項は以上でございます。

その他

○「農地利用最適化活動の進捗状況共有シート」実施に関わる活動記録簿の提出について
(事務局 小松) →該当案件のある方は総会終了後に提出してください。

○農地調整ハンドブックの差し替え頁について(事務局 小松)

→既にお配りしております薄緑色のファイルに綴られたこちらの農地調整ハンドブックにつきまして、昨年度より加除式という変更があった部分だけ差し替えて使用するテキストになっておりますが、今回、令和3年3月改訂版の変更箇所の手元にお手元に配布させていただきました。差し替え頁部分は、表紙裏面の「改訂履歴」に記載されています。お手数ですが、各自で差し替えと内容のご確認をお願いいたします。

○女性委員のための農業者年金セミナーの動画配信(分割版)資料配布について

(事務局 小松)

→両面刷りで1部資料を配布させていただきましたが、資料の通り農業者年金に関する動画を視聴することができます。タイトルに「女性委員」とありますが、全委員の皆さんに参考となる内容となっておりますので、見られる環境がある方は、各自ご自宅等でご覧ください。

○農地相談活動等の情報共有について(事務局 小松)

→事務局より資料に基づき説明。

<中村委員>

1番について、どうして小野なのか。

<事務局 小松>

直接お話を伺いましたが、最初は、どうしても小野が良いというわけではありませんでしたが、山際が良いというお話で、人が比較的少ない所等を検討されていました。

<中村委員>

獣対策はちゃんと考えているか。平飼いだと鶏はいっきにやられてしまう。

<事務局 小松>

お伝えしたところ、考えていらっしゃるとのことでしたが、経験も全くないので委員さん達にも場所的に良い所を紹介して欲しいということで依頼されました。また、A 種鶏場さんが羽場でやっていたため、そこからできるだけ離れた所が良いということでした。

<中村委員>

鳥インフルエンザのこともあるからね。場所とすれば、山口か新田、川向こうが良いと思う。

<宇治推進委員>

どういう場所が鶏に適しているかよく分からない。

<中村委員>

荒れている所をやってもらえば良い。

<事務局 小松>

小野という希望はありますが、もし町内全体でここが良いというような場所がありましたら、ぜひ情報提供していただきたいと思います。鳴き声やにおいの問題もあります。

<中村委員>

澤底の河子沢、澤底の奥も良いのではないかな。

<赤羽事務局長>

テンやイタチの被害をどのくらい食い止められるか。穴を掘っていくらでも入ってこられてしまう。被害をどれくらい理解されているか、A さんの所へ行ってまず相談、卵を採るための勉強から始めてもらわないといけない。

<中村委員>

イタチにやられてしまう。

<野澤典生推進委員>

A 種鶏場の所ということは、特殊なこだわった肉用の養鶏ではないですか。ぎたろう軍鶏のような、平飼いだから肉用種ではないですか。

<事務局 小松>

卵と肉と両方考えていらっしゃるそうです。

<中村委員>

またもう少し詳しく聞いてください。

<赤羽事務局長>

直接話していないので詳しく聞いていないが、県には行っているの、県が山の中だと大変だとか獣対策について話をしたのかどうか分からないですけど、もう少し具体的に聞いていきたいと思います。

<中村委員>

県の田中美佐子さんによく相談するように伝えてください。よく事情は分かっていると思う。

<赤羽事務局長>

2番、3番も広く全町的に担い手の皆さんの情報等つかんでいただきながら、こちらの方に連絡をいただければと思います。3件については、よろしいでしょうか。

<原委員>

(担当地区委員のみに)いただいた資料には、耕作者の名前は書いてあるんですけど、お家の方の名前が分かると、そこら辺から知った人があれば声を掛けてみようかなと思いますので、地図に入れてもらいたいと思います。また個別にお願いします。

<事務局 小松>

ありがとうございます。承知いたしました。

○遊休農地発生防止・解消対策(黒えごまの栽培)について ※古村推進委員長より

→先月お願いしましたえごまの播種の日程について決めてもらいたいと思います。

日時:6月19日(水)8時45分集合、9時開始 ※雨天の場合順延(電話連絡)

持ち物:三角ホー、手袋、帽子、長靴

○今後の予定(赤羽事務局長)

次第裏面参照

○次回委員会総会開催日:6月3日(木) 午前9時30分から 役場第6会議室

(閉会)

慎重にご審議していただきまして、ありがとうございました。以上をもちまして辰野町農業委員会総会を閉会いたします。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

令和 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印